

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

安城市長 三星元人

安城市条例第25号

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。
附則中第16項を第17項とし、第15項を第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第9項から第13項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、
附則中第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

3 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。